高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

 高松市監査委員
 吉
 田
 正
 己

 同
 山
 下
 稔

 同
 妻
 鹿
 常
 男

西岡章夫

平成24年度工事監査(随時監査)結果報告等について

同

1 工事監査 (随時監査) の結果に関する報告

(1) 監査の対象(監査対象工事)および工事担当課

No.	監査対象工事名	予算主管課	工事主管課	契約主管課
1	多肥上町口径 700,900mm配水 管布設工事	上下水道局水道整備課	上下水道局水道整備課	上下水道局 財務管理課
2	仏生山処理分区汚水管工事(4工区)	上下水道局下水道整備課	上下水道局下水道整備課	上下水道局財務管理課

(2) 監査の期間

平成24年11月1日から平成25年2月15日まで

(3) 監査の方法

平成24年度において施工中の建設工事のうち、監査対象工事2件 (詳細は別表のとおり)を抽出して、これらの工事の計画、設計、積算、 契約,施工,監理,試験検査等が法令等に基づき,適正に行われているかどうかを主眼として実施した。特に,技術面からこれらの工事の「施工」が適切かつ効率的に行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の関係部局等(工事主管課等)から それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取 するなどして実施した。また、工事現場において、施工状況の確認等を 行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門 技術的事項に係る工事技術調査については、公益社団法人大阪技術振興 協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査および現場調査を行った。

(4) 監査の結果

監査の結果、関係書類は、おおむね整備されており、工事現場の施工 状況についても設計図書に基づき、おおむね適正に執行されているが、 別記のとおり、監査委員の意見を付するものである。

なお、既に改善等を指示した軽易な事項については、十分留意し、今後とも、工事の施工に当たっては、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な執行に努められたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 多肥上町口径 700,900mm配水管布設工事および仏生山処理分区汚水管工事(4工区)について

工事の施工管理および監督について

工事金額の換算値に基づく精緻な工程表の作成は,適正な工程管理を 行うために必要不可欠なものであるが,工程表に示された各月の予定出 来高の根拠として換算率が反映されていることが確認できなかったので, 各工種の全体金額に占める割合に基づく換算率を明記した工程表を作成 するよう指導されたい。

また, 効率的で効果的な工事の管理・監督を実施していくために, 施工順序を踏まえながら現地の状況を十分に把握し, 精緻な内容の施工計

画書の提出を求めるなど、発注者としての適切な指導に取り組まれたい。 (上下水道局水道整備課、下水道整備課)

(2) 多肥上町口径 700,900mm配水管布設工事について

設計・事前調査等について

工事の着工に際し、官公署等と必要な協議を実施しており、それらの 記録についても、おおむね文書として保存されているが、一部確認でき ないものが見受けられたので、今後は漏れなく記録・保存するよう努め られたい。

(上下水道局水道整備課)

別表

No.	予算主管課工事主管課	工事名・[請負業者]・(業種)	契約金額(円)	契約年月 日・工期	施工 監理
1	上下水道局水道整備課	多肥上町口径 700,900mm 配水管布設工事 [城北建設株式会社] (土木一式工事)	36, 612, 450	H24. 7. 13 H24. 7. 13 9 H25. 1. 28	直営
2	上 下 水 道 局下水道整備課	仏生山処理分区汚水管工事 (4工区) [タチバナ工業株式会社] (土木一式工事)	88, 905, 600	H24. 5. 30 H24. 5. 30 S H25. 2. 28	直営
	合	125, 518, 050			